

## 駒ヶ根市の都市計画のあゆみ

年	駒ヶ根市の都市計画	その他
1919(大正 8)		都市計画法(旧法)公布(大正 9 年 12 月施行)
1933(昭和 8)		法律改正により、全市が法適用、町村も法適用が可能となる。
1934(昭和 9) 11	赤穂村都市計画適用区域指定	
1937(昭和 12)	赤穂復興土地区画整理組合設立(13~14 年施行)	玉屋町大火
1940(昭和 15) 6	赤穂都市計画街路決定(16 路線)	赤穂町制施行
1950(昭和 25)		建築基準法、新道路法制定
1953(昭和 28)		県道三州街道が新道路法施行により国道 153 号線に指定
1954(昭和 29)		駒ヶ根市制施行(赤穂町、中沢村、伊那村、宮田町合併) 土地区画整理法制定
1956(昭和 31)		都市公園法制定
1957(昭和 32) 12	駒ヶ根市全域を都市計画区域に指定	駐車場法制定
1958(昭和 33)		下水道法制定
1959(昭和 34) 12	準防火地域指定	
1960(昭和 35) 11	駒ヶ根公園計画決定	
1961(昭和 36) 10	駒ヶ根都市計画街路抜本変更(13 路線) 名古屋塩尻線 福岡大田切線 駅前線 駅北線 桜木町線 上穂町線 市場線 駒南線 吉瀬線 中割経塚線 上穂飯坂線 外 2 路線	
1964(昭和 39) 3	北の原公園計画決定	
1966(昭和 41)		中部圏開発整備法公布
1967(昭和 42) 9	馬見塚公園計画決定	中部圏開発整備法公布
1968(昭和 43) 3	準防火地域変更 防火地域指定	新都市計画法公布(44 年 6 月施行) 「一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都市計画区域に指定」
9	三和森公園計画決定	中部圏開発整備法制定
12	駒ヶ根都市計画街路抜本変更(11 路線) 福岡大田切線計画変更 光前寺飯坂線計画決定 辰見町栗沢赤穂線計画決定 桜木町線計画変更 上穂町線計画変更 市場線計画変更 駒南線名称変更 中割経塚線計画変更	「駒ヶ根市と宮田村が伊那谷地域の発展の中心的都市として、一体的、総合的に開発整備される区域として都市開発区域に指定」(中沢除く)

年	駒ヶ根市の都市計画	その他
1968(昭和 43) 12	上穂飯坂線計画変更 2 路線廃止	
1969(昭和 44) 5	赤穂町部を中心に、福岡、小町屋、市場割、 下平と駒ヶ根高原を含む地域に都市計画区 域を変更 2,313ha	市街地再開発法公布
1970(昭和 45) 1 2 8 11	駒ヶ根特定公共下水道計画決定 飯坂公園計画決定 名古屋塩尻線計画変更 向ヶ丘公園計画決定 下平公園計画決定	建築基準法一部改正 地域地区 4→8 種類、容積率制限採用、 1 住専以外の絶対高廃止
1971(昭和 46) 4 7	駒ヶ根特定公共下水道計画変更 上穂土地区画整理事業計画決定(~56 年度) 中部圏都市開発区域の指定により、駒ヶ根都 市計画区域に宮田村編入 光前寺飯坂線計画変更 上穂飯坂線計画変更	
1973(昭和 48) 3 7 9 12	名古屋塩尻線計画変更 伊南ごみ焼却場計画決定 広小路防災街区完成 用途地域を指定 (駒ヶ根 601ha)	
1974(昭和 49) 11	駒ヶ根特定公共下水道飯坂処理区供用開始	都市計画法、建築基準法一部改正 (未 線引き都市計画区域への開発許可制 度適用)
1975(昭和 50) 3	駒ヶ岳山麓開発計画の必要から竜西地区の 国有林を除いた地域を都市計画区域に編入 高度利用地区指定 駅前線計画変更	中央道 (中津川-駒ヶ根) 開通
1976(昭和 51) 7 10	北の原公園計画変更 南割公園計画決定 高度利用地区変更	建築基準法改正 (日影規制導入)
1977(昭和 52) 2	駒ヶ根市地方卸売市場計画決定	
1979(昭和 54) 3	駒ヶ根都市計画道路名称変更 (13 路線) 名古屋塩尻線 福岡大田切線 光前寺飯坂線 駅前線 駅北線 辰見町栗沢赤穂線 桜木町線 上穂町線 市場線 駒南線 吉瀬線 中割経塚線 上穂飯坂線	
1980(昭和 55) 2	駒ヶ根都市計画公園名称変更 (8 箇所) 三和森公園 飯坂公園 向ヶ丘公園 下平公園	地区計画制度創設 駒ヶ根駅舎完成(7 月)

年	駒ヶ根市の都市計画	その他
1980(昭和 55)	2 北の原公園 馬見塚公園 南割公園 駒ヶ根公園 3 緑のマスタープラン策定 9 衛生センター計画決定 11 名古屋塩尻線計画変更 福岡大田切線計画変更	
1982(昭和 57)	3 栄町公園計画決定 4 上穂土地地区画整理事業完了 12 南田市場土地地区画整理事業計画決定 福岡大田切線計画変更 中割経塚線計画変更 上穂飯坂線計画変更 市場宮の北線計画決定	
1983(昭和 58)	3 南田市場土地地区画整理事業組合設立認可 アルプス公園計画決定 ふじやま公園計画決定	
1984(昭和 59)	7 すずらん公園計画決定 駅前線計画変更 11 上穂飯坂線計画変更 駒ヶ根駅前市街地再開発事業完了	
1985(昭和 60)	9 馬住ヶ原公園計画決定 駒ヶ根公園計画変更	
1986(昭和 61)	3 南田市場土地地区画整理事業市施行事業認可	
1987(昭和 62)		建築基準法一部改正
1988(昭和 63)	7 福岡大田切線(琴平町-大田切)開通 光前寺飯坂線を光前寺古田切線と飯坂田沢線に分離	
1989(平成 1)	3 駒ヶ根市公共下水道計画決定	土地基本法公布
1990(平成 2)	6 丸塚緑地計画決定 駒ヶ根市公共下水道計画変更	都市計画法、建築基準法一部改正
1992(平成 4)	2 駒ヶ根市公共下水道計画変更	都市計画法、建築基準法一部改正 用途地域 8→12 種類、マスタープラン創設
1994(平成 6)	10 辰見町粟沢赤穂線計画変更 上穂飯坂線計画変更	
1995(平成 7)	2 光前寺古田切線計画変更 4 新用途地域 12 種類に指定替え 11 公共下水道一部供用開始	
1997(平成 9)	2 駒ヶ根特定公共下水道計画変更 駒ヶ根市公共下水道計画変更 6 飯坂田沢線計画変更 7 名古屋塩尻線変更 伊南バイパス線計画決定 光前寺古田切線計画変更 辰見町粟沢赤穂線計画変更 中割経塚線計画変更	都市計画法、建築基準法一部改正
1998(平成 10)	1 飯坂東公園計画決定 伊南聖苑計画決定	都市計画法、建築基準法一部改正 特別用途地区の 11 分類の廃止

年	駒ヶ根市の都市計画	その他
1999(平成 11) 2	中割経塚線計画変更 上穂飯坂線計画変更 市場宮の北線計画変更	
2000(平成 12)	南田市場土地地区画整理事業区域の変更	都市計画法、建築基準法の改正 対象区域の変更、白地地域の制度・開発許可制度の改正、都市計画決定手続・市町村権限の改正
2001(平成 13) 6 10	駒ヶ根市都市計画マスタープラン策定 南田市場土地地区画整理内用途地域変更	
2002(平成 14)		都市計画法改正 都市計画の提案制度創設
2004(平成 16) 5	緑の基本計画の策定	白地地域に係る建築形態制限の改正 容積率 400→200, 建ぺい率 70→60
2005(平成 17) 12	駒ヶ根都市計画用途地域の変更 伊南聖苑南南西 工業専用地域を工業地域に変更 約 3.2ha 伊南聖苑南西の一部 第1種住居地域を工業地域に変更 約 0.8ha 伊南聖苑計画変更	
2006(平成 18) 5		都市計画法、建築基準法の一部改正 大規模集客施設に係る立地制限、準都市計画制度の見直し、開発許可制度の見直し、新たな地区計画制度の創設、都市計画提案権者の見直し、広域調整手続きの充実
2008(平成 20) 11	桜木町線計画変更 駒ヶ根特定公共下水道廃止 駒ヶ根市公共下水道計画変更	
2020(平成 22) 6	中割経塚線(国道 153 号～伊南 BP)開通	
2011(平成 23) 3 10	南田市場土地地区画整理事業竣工 駒ヶ根市道路整備プログラム(案)策定	
2012(平成 24) 4	伊那福岡駅前広場竣工	
2013(平成 25) 2	桜木町線計画変更 市場線計画変更 吉瀬線計画変更 飯坂田沢線計画変更 中割経塚線計画変更	
2014(平成 26) 2	上穂北割線計画変更 経塚飯坂線計画変更 中割経塚線計画変更 駒ヶ根都市計画用途地域の変更 (1)新たに用途地域を定める区域 ・飯坂二丁目地区の一部 (2)用途地域の種類を変更する区域 平成 17 年駒ヶ根市告示第 86 号の土地の区域のうち ・上穂町、北割、町 1 区、小町屋の幹線道路沿道及び市役所周辺地区の一部 ・大手、下の坊、南方地区の一部	

年	駒ヶ根市の都市計画	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下の坊、小中学校地区の一部</li> <li>・小町屋南部、北部地区の一部</li> <li>・下市場地区の一部</li> </ul> (3)用途地域から除く区域 平成 17 年駒ヶ根市告示第 86 号の土地 の区域のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯坂二丁目地区の一部</li> <li>・下市場地区の一部</li> </ul> 6 駒ヶ根市都市計画マスタープラン改定	
2015(平成 27)	1 駒ヶ根都市計画ごみ焼却場計画決定 新ごみ中間処理施設 2 駒ヶ根都市計画ごみ焼却場計画変更 御射山清掃センター 11 十二天の森計画決定	
2018(平成 30)	2 特定用途制限地域(駒ヶ岳 SIC 周辺)計画決定	
2019(令和 1)	3 駒ヶ根市立地適正化計画策定 10 駒ヶ根駅前広場再整備竣工 12 中割経塚線(国道 153 号西側)開通	

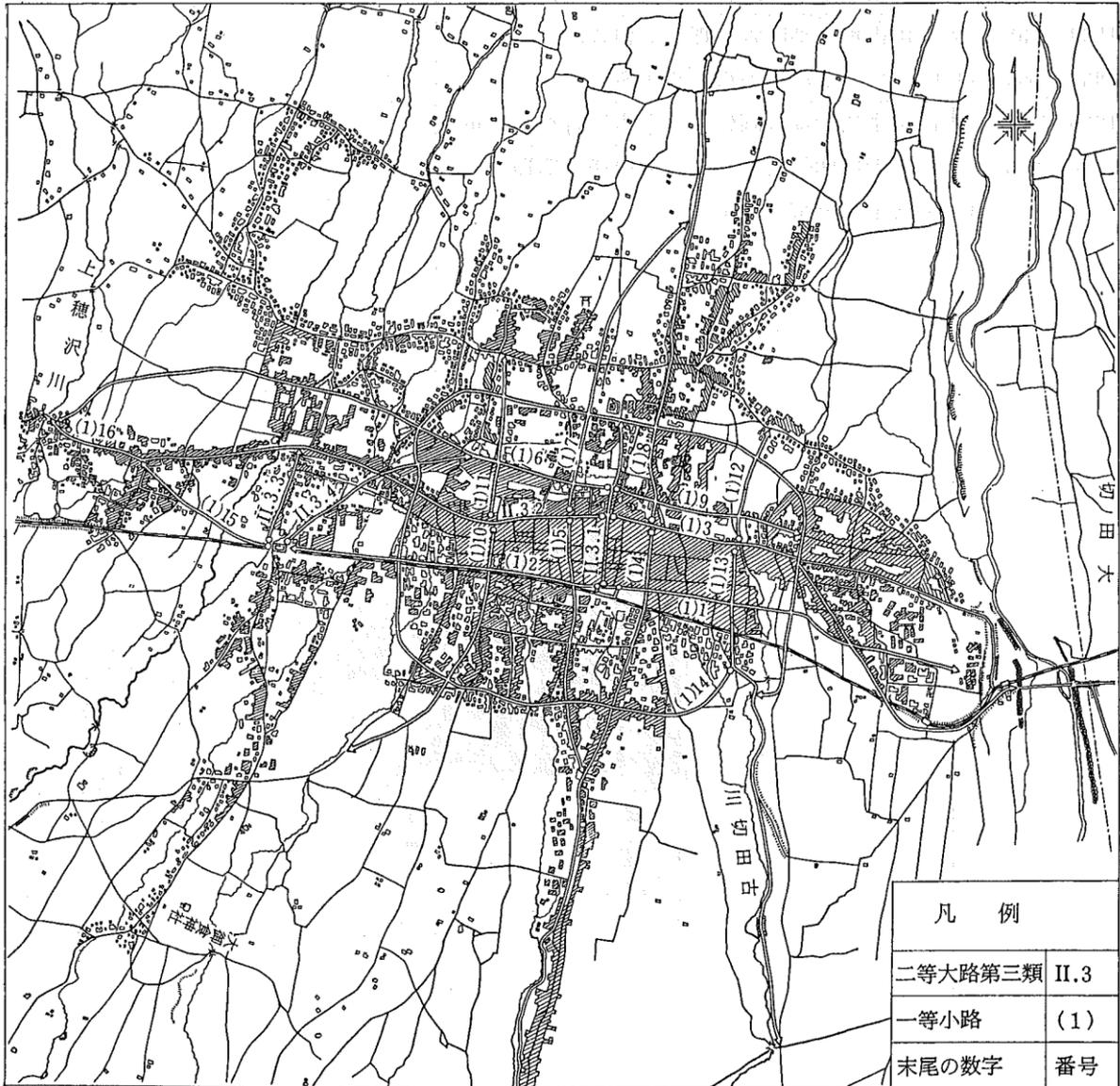
市計画街路の決定（昭和15年6月5日決定）

赤穂の都市計画は、松本市について南信では2番目に都市計画長野地方委員会に審議された。そして、昭和13年以降の基礎測量を経て、昭和15年3月の委員会で赤穂都市計画街路が確定され、6月5日、内閣の認可を経て内務大臣の告示がなされた。この工事概算は、各路線について行われ総計約12万円であった。

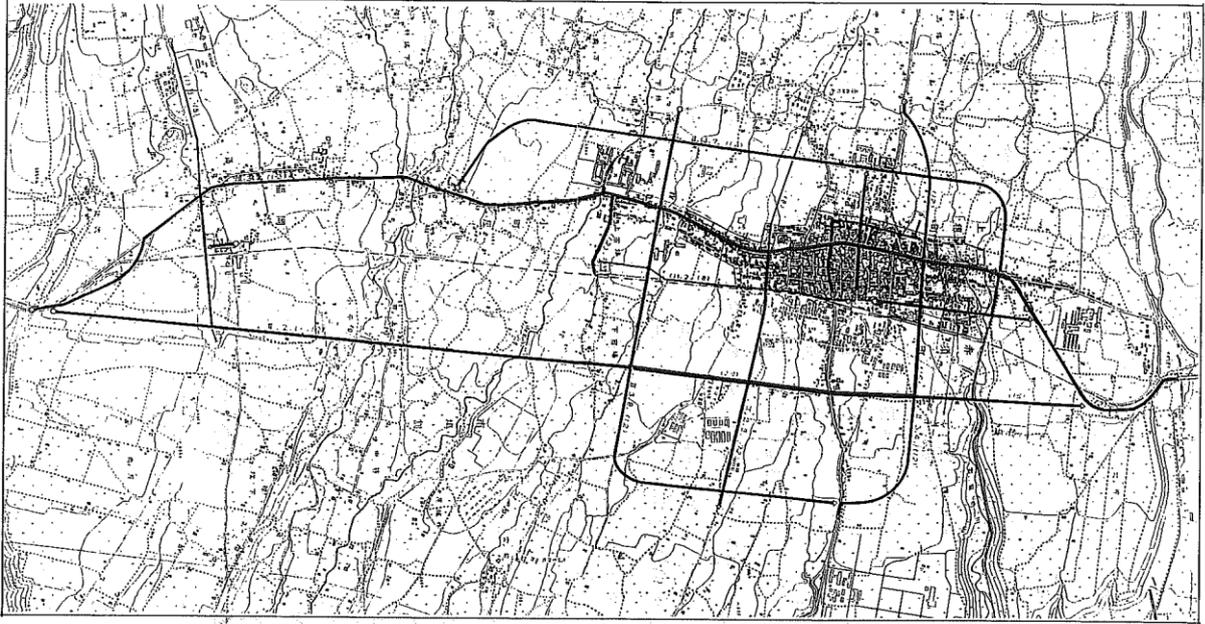
告示された理由書及び網図

理由書

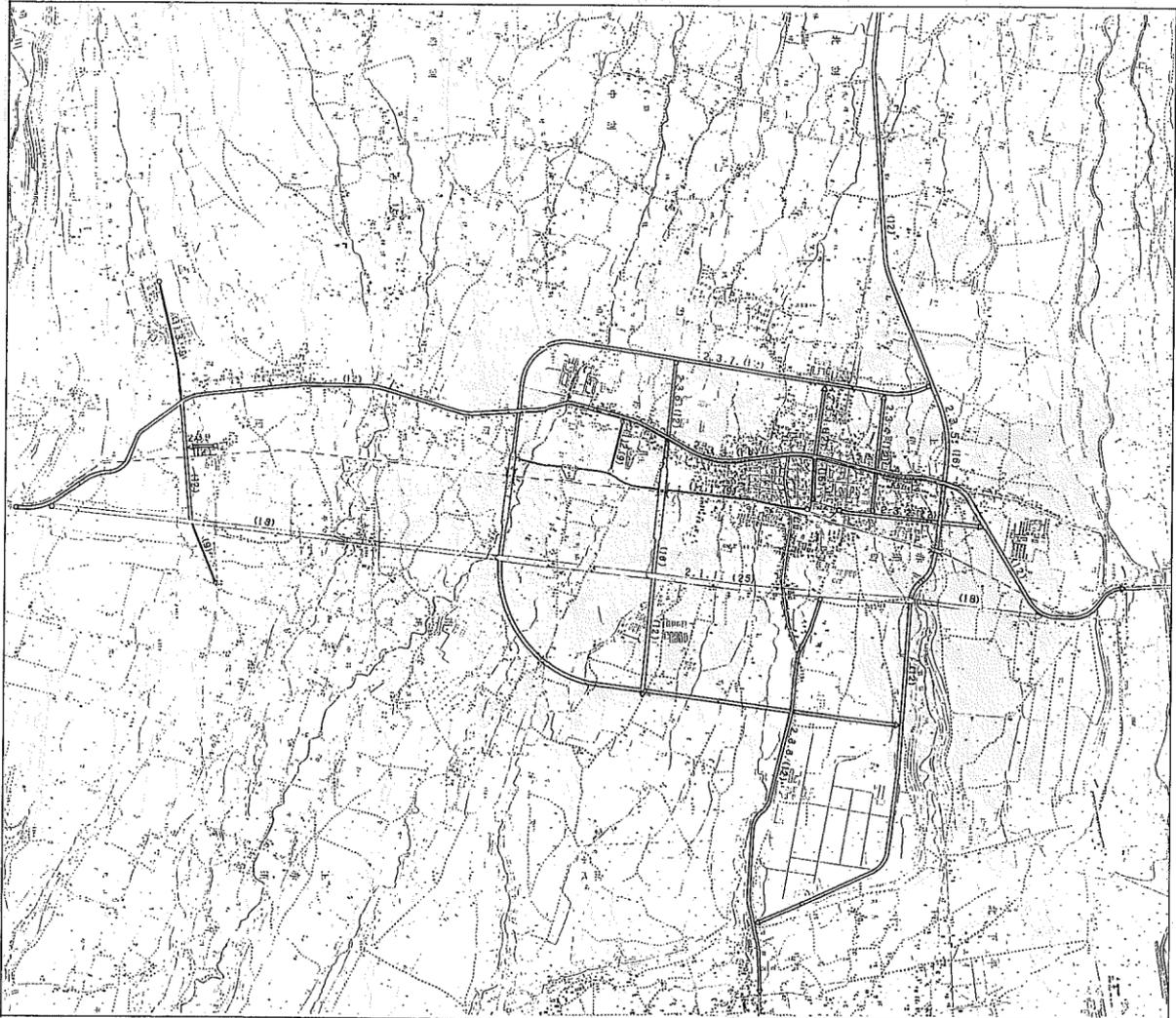
赤穂村ハ長野県南部地方ニ於ケル物資集散ノ中枢地タルト共ニ蚕糸業ヲ以テ知ラレ輓近人口ノ増加、町勢進展ノ傾向著シク将来南信ニ於ケル躍進都市トシテ矚目セラル。然ルニ現在ノ街路ハ一部稍ヤ見ルベキモノアリト雖モ紆余狹隘ニシテ脈絡系統アルモノ尠ク交通機関ノ利用ヲ阻ムト共ニ都市ノ機能ヲ減殺スルモノアルヲ以テ茲ニ街路計画ヲ確立シ都市構築ノ根幹タラシメントス即チ同区域内ヲ縦貫スル二等大路第三類第一号、及一等小路第三号ノ県道長野、飯田線ヲ以テ幹線トナシ二等大路第三類第一号、同第四号、二等小路第五号、同第八号、同第十四号等ヲ中枢部及外延部ニ互リ配置シ以テ都市進展ノ基幹タラシメントシ尚地勢交通其ノ他諸般ノ状況ヲ考察シ前記各路線ト連絡アル補助路線ヲ適当ニ配置シ以テ合理的発展ヲ図ラムトス。斯クシテ得タル路線数二十延長約二二軒余ナリ。



昭和36年 都市計画街路変更決定 (S36.10.27)



昭和43年 都市計画街路変更決定 (S43.12.28)



都市施設調書

都市施設名称	現決定内容	決定年月日	告示番号	計画決定事項	事業期間	事業内容
3.5.1 名古屋塩尻線	L=5, 510m W=12m	S. 36. 10. 27	建告示第 2,406 号	路線番号 2. 3. 3	S30～S51	駅北線交差点以南
		S. 45. 8. 27	県告示第 530 号	ルート一部変更 (福岡) L=5, 480m→5, 510m		
		S. 48. 3. 12	県告示第 106 号	宮田村都市計画区域編入につき終点を宮田に変更 L=8, 240m		
		S. 54. 3. 12	県告示第 179 号	路線番号 3. 5. 1		
		S. 55. 11. 27	県告示第 734 号	福岡大田切線交差部変更		
		H. 9. 7. 10	県告示第 450 号	伊南バイパス決定に伴う起点変更		
3.3.2 伊南バイパス線 (旧福岡大田切線)	L=4, 820m W=28m	S. 36. 10. 27	建告示第 2,406 号	路線番号 2. 2. 1	S52～H1	琴平町～終点 (W=25、L=1, 080)
		S. 43. 12. 28	建告示第 3,974 号	路線番号 2. 1. 1 W=20m→25m(上穂飯坂線-光前寺飯坂線)、16m→18m		
		S. 54. 3. 12	県告示第 179 号	路線番号 3. 4. 2		
		S. 55. 11. 27	県告示第 734 号	路線番号 3. 3. 2 終点変更 L=4, 680m→4, 660m 古田切以北 L=18m→25m		
		S. 57. 12. 23	県告示第 826 号	南田市場区画整理地区内都市計画街路交差部 隅切変更		
		H. 9. 7. 10	県告示第 450 号	伊南バイパス線に名称変更 起点を中田切川とし、一部ルート変更 L=4, 660m→4, 820m W=25m→28m		
3.5.3 光前寺古田切線	L=4, 860m W=12m	S. 43. 12. 28	建告示第 3,974 号	路線番号 2. 5. 3 当初決定	S47～?	起点～国道 改良済
		S. 46. 7. 5	県告示第 365 号	ルート変更 (中林-国道) インター取付部幅員変更 12m→18m	H2～	国道～終点 (L=520)
		S. 54. 3. 12	県告示第 179 号	路線番号 3. 5. 3		
		S. 63. 7. 4	県告示第 433 号	終点を福岡大田切線古田切川左岸にし、福岡 大田切線以東を飯坂田沢線に分離 L=6, 640m→4, 860m		
		H. 7. 2. 27	県告示第 160 号	J R 線-福岡大田切線擁壁分幅員変更		
		H. 9. 7. 10	県告示第 450 号	伊南バイパス線幅員変更にともなう 終点の変更		

都市施設名称	現決定内容	決定年月日	告示番号	計画決定事項	事業期間	事業内容
3.5.4 駅前線	L=520m W=12m	S.36.10.27	建告示第2,406号	路線番号2.3.1 駅前広場 4,700 m <sup>2</sup>	S38～S49	起点～終点
		S.50.3.17	県告示第136号	駅前広場変更 4,700 m <sup>2</sup> →4,870 m <sup>2</sup>	S61～S62	終点交差部(右折車線)
		S.54.3.12	県告示第179号	路線番号3.5.4		進捗率 100%
		S.59.7.9	市告示第33号	上穂飯坂線交差部右折車線(12m→15m)		
3.5.5 駅北線	L=670m W=12m	S.36.10.27	建告示第2,406号	路線番号2.3.2	S37～S45	起点～終点
		S.54.3.12	市告示第15号	路線番号3.5.5		進捗率 100%
3.6.6 辰見町栗沢赤穂線	L=1,820m W=12m	S.43.12.28	建告示第3,974号	路線番号2.3.8 当初決定		
		S.54.3.12	県告示第179号	路線番号3.6.7		
		H.6.10.3	県告示第733号	上穂飯坂線交差部右折車線(12m→15m)		
		H.9.7.10	県告示第450号	伊南バイパス線幅員変更にとまなう終点の変更		
3.6.7 桜木町線	L=1,380m W=9m	S.36.10.27	建告示第2,406号	路線番号1.2 駅前交通広場 1,840 m <sup>2</sup>	S46～?	市営グラウンド 東200m
		S.43.12.28	建告示第3,974号	路線番号1.1 W=8m→9m	S60	日の出町交差点より南約70m
		S.54.3.12	市告示第15号	路線番号3.6.7		
		H.20.11.19	市告示第67号	駅前交通広場の廃止		
3.5.8 上穂町線	L=560m W=12m	S.36.10.27	建告示第2,406号	路線番号2.3.4 ルート:馬場-叶屋-飯坂-栗沢赤穂線	S46～S55	上穂区画整理内 335m
		S.43.12.28	建告示第3,974号	ルート変更 L=560m W=12m		
		S.54.3.12	市告示第15号	路線番号3.5.8		
3.5.9 市場線	L=250m W=9m	S.36.10.27	建告示第2,406号	路線番号2.3.8ルート:下の坊-下市場-経塚-栗沢赤穂線	S45～S46	進捗率 100%
		S.43.12.28	建告示第3,974号	路線番号1.2 ルート変更 L=250m W=9m		
		S.54.3.12	市告示第15号	路線番号3.6.9		
3.5.10 駒南線	L=144m W=12m	S.36.10.27	建告示第2,406号	路線番号2.3.6 駅前交通広場 1,678 m <sup>2</sup>		
		S.43.12.28	建告示第3,974号	路線番号2.3.9		
		S.54.3.12	市告示第15号	路線番号3.6.10		
3.6.11 吉瀬線	L=1,450m W=8～12m	S.36.10.27	建告示第2,406号	路線番号1.3		
		S.54.3.12	市告示第15号	路線番号3.6.11		

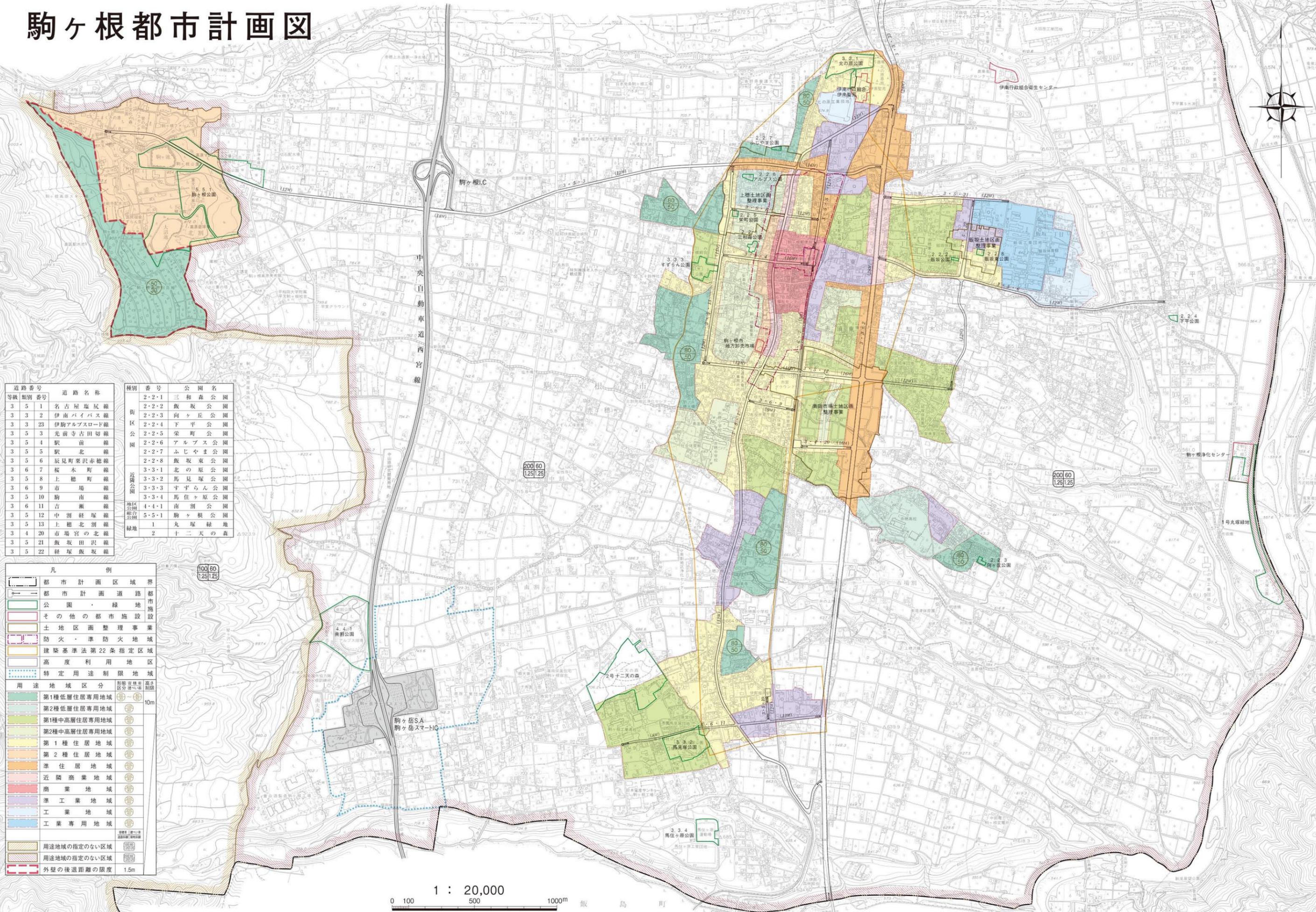
都市施設名称	現決定内容	決定年月日	告示番号	計画決定事項	事業期間	事業内容
3. 5. 12 中割経塚線	L=1,480m W=12m	S. 36. 10. 27	建告示第 2,406 号	路線番号 2. 3. 9 ルート：大手一経塚		
		S. 43. 12. 28	建告示第 3,974 号	路線番号 2. 3. 6 ルート変更 L=1,480m W=12m		
		S. 54. 3. 12	市告示第 15 号	路線番号 3. 5. 12		
		S. 57. 12. 28	市告示第 45 号	飯田線、桜木町線交差オーバー→アンダー 福岡大田切線交差右折車線		
		H. 9. 6. 27	市告示第 36 号	バイパス決定に伴い交差部変更		
		H. 11. 2. 18	市告示第 7 号	南田市場土地区画整理事業に伴い一部側道廃止		
3. 5. 13 上穂飯坂線	L=5,000m W=12m	S. 36. 10. 27	建告示第 2,406 号	路線番号 2. 3. 7 ルート：上穂沢国道一観成園東一古田切	S 46 ~ S 55	上穂区画整理内
		S. 43. 12. 28	建告示第 3,974 号	ルート変更 L=4,930m W=12m	H 62 ~ H 4	観成園～中下り線 570m
		S. 46. 7. 14	市告示第 37 号	光前寺飯坂線ルート変更に伴い起点変更 L=5,000m	S 63 ~ H 5 H 6 ~ H 9	飯坂区画整理内 219m 飯坂区画整理～駒ヶ根長谷線 103m
		S. 54. 3. 12	市告示第 15 号	路線番号 3. 5. 13		
		S. 57. 12. 28	市告示第 45 号	福岡大田切線交差右折車線		
		S. 59. 7. 9	市告示第 33 号	駅前線交差右折車線		
		H. 6. 10. 12	市告示第 55 号	辰見町栗沢赤穂線交差部右折車線		
		H. 11. 2. 18	市告示第 7 号	南田市場土地区画整理事業に伴い一部 幅員及び交差部変更		
3. 4. 20 市場宮の北線	L=310m W=16m	S. 57. 12. 23	県告示第 826 号	当初決定 駅前広場 1,900 m <sup>2</sup>		
		H. 11. 2. 18	県告示第 86 号	南田市場土地区画整理事業に伴い位置変更 (L=420m→310m 駅前広場 1,900 m <sup>2</sup> →2,100 m <sup>2</sup> )		
3. 5. 21 飯坂田沢線	L=1,760m W=12m	S. 63. 7. 7	市告示第 31 号	光前寺飯坂線分割 新規路線として決定	H 57 ~ H 6	福大線以東 764m
		H. 9. 6. 27	市告示第 36 号	バイパス交差部右折車線		
廃止路線		S. 36. 10. 27	建告示第 2,406 号	路線番号 2. 3. 5 ルート：小町屋駅南一赤穂小学校		
		S. 43. 12. 28	建告示第 3,974 号	廃止		
		S. 36. 10. 27	建告示第 2,406 号	路線番号 1. 1 ルート：日の出町一町西裏線		
		S. 43. 12. 28	建告示第 3,974 号	廃止		

都市施設名称	現決定内容	決定年月日	告示番号	計画決定事項	開設年月日	開設面積 ha	開設経過
2.2.1 三和森公園	A=0.3ha	S. 43. 9. 26	建告示第 2,806 号	児童公園第 4 号	S 44. 4. 1	0.30	
		S. 55. 2. 28	市告示第 9 号	名称変更 2.2.1			
2.2.2 飯坂公園	A=0.1ha	S. 45. 2. 18	市告示第 9 号	児童公園第 5 号	S 45. 4. 1	0.10	
		S. 55. 2. 28	市告示第 9 号	名称変更 2.2.2			
2.2.3 向ヶ丘公園	A=0.17ha	S. 45. 8. 7	市告示第 44 号	児童公園第 6 号	S 46. 4. 1	0.17	
		S. 55. 2. 28	市告示第 9 号	名称変更 2.2.3			
2.2.4 下平公園	A=0.27ha	S. 45. 11. 25	市告示第 65 号	児童公園第 7 号	S 47. 4. 1	0.27	
		S. 55. 2. 28	市告示第 9 号	名称変更 2.2.4			
2.2.5 栄町公園	A=0.17ha	S. 57. 3. 9	市告示第 4 号		S 58. 8. 1	0.17	
2.2.6 アルプス公園	A=0.23ha	S. 58. 3. 9	市告示第 10 号		S 59. 12. 21	0.23	
2.2.7 ふじやま公園	A=0.11ha	S. 58. 3. 9	市告示第 10 号		S 59. 12. 21	0.11	
2.2.8 飯坂東公園	A=0.18ha	H. 10. 1. 19	市告示第 54 号		H 7. 3. 31	0.18	
3.3.1 北の原公園	A=3.1 ha	S. 39. 3. 19	建告示第 675 号	近隣公園第 2 号 A=2.6ha	S 41. 4. 1	3.10	S41=2.6ha S52=0.5ha
		S. 51. 7. 22	県告示第 381 号	A=3.1ha (市民プール)			
		S. 55. 2. 28	県告示第 129 号	名称変更 3.3.1			
3.3.2 馬見塚公園	A=3.4 ha	S. 42. 9. 20	建告示第 3,026 号	近隣公園第 3 号	S 42. 9. 20	3.40	
		S. 55. 2. 28	県告示第 129 号	名称変更 3.3.2			
3.3.3 すずらん公園	A=1.4 ha	S. 59. 7. 2	県告示第 500 号		S 63. 6. 14	1.18	S63=0.76ha H1=0.16ha H3=0.26ha
3.3.4 馬住ヶ原公園	A=1.6 ha	S. 60. 9. 30	県告示第 676 号		S 62. 5. 13	1.60	
4.4.1 南割公園	A=9.9 ha	S. 51. 7. 22	県告示第 381 号	一般公園第 8 号	S 52. 4. 1	6.80	S51=4.5ha H13=2.3ha
		S. 55. 2. 28	県告示第 129 号	名称変更 4.4.1			
5.5.1 駒ヶ根公園	A=27.0 ha	S. 35. 11. 10	建告示第 2,404 号	1 号駒ヶ根公園	S 36. 4. 1	15.97	S36=11ha S48=0.5ha S50=1.7ha S51=0.5ha S60=2.06ha H9=0.21ha
		S. 55. 2. 28	県告示第 129 号	名称変更 5.5.1			
		S. 60. 9. 30	県告示第 676 号	区域変更 (市道区域・切石浄水場・駒ヶ池南を除外し、大沼湖南西を追加)			
1.4.1 丸塚緑地	A=5.5ha	H. 2. 6. 28	県告示第 469 号		H 8. 10. 1	4.58	H8=4.58ha

都市施設名称	現決定内容	決定年月日	告示番号	計画決定事項	事業認可	事業認可内容
駒ヶ根特定公共下水道		S. 45. 1. 25		排水区域 約 78ha 管渠延長 約 6,840m	S 45. 12. 10	排水区域 約 35ha 管渠延長 約 3,560m
		S. 46. 4. 1		排水区域 約 78ha 管渠延長 約 6,940m	S 48. 3. 29	排水区域 約 35ha 管渠延長 約 3,716m 処理能力 約 2,100 m <sup>3</sup> /日
		H. 9. 2. 28		排水区域 約 25ha		
		H. 20. 11. 28		廃止		
駒ヶ根市公共下水道		H. 1. 3. 6		排水区域 約 686ha 管渠延長 約 145,970m 処理能力 20,600 m <sup>3</sup> /日	H. 1. 9. 13	処理区域 99ha 管渠延長 34,382m 処理能力 2,472 m <sup>3</sup> /日
		H. 2. 6. 29		排水区域 約 686ha 管渠（幹線）延長 約 7,600m 処理能力 20,600 m <sup>3</sup> /日	H. 2. 11. 26	処理区域 99ha 管渠延長 33,738m 処理能力 2,472 m <sup>3</sup> /日
		H. 4. 2. 20		排水区域 約 867ha 管渠（幹線）延長 約 12,110m 処理能力 20,600 m <sup>3</sup> /日	H. 4. 12. 8	処理区域 196ha 管渠延長 54,762m 処理能力 4,540 m <sup>3</sup> /日
		H. 9. 2. 28		排水区域 約 1,039ha  処理能力 21,600 m <sup>3</sup> /日	H. 10. 2. 12	排水区域 578ha 管渠（幹線）延長 23,490m 処理能力 10,350 m <sup>3</sup> /日
		H. 20. 11. 28		排水区域 約 1,036ha	H. 21. 1. 30	排水区域 894.0ha 処理能力 15,400 m <sup>3</sup> /日
					H. 26. 11. 26	排水区域 896.8ha 処理能力 12,370 m <sup>3</sup> /日
					H. 30. 5. 21	工事完成の予定年月日及び 計画処理人口の変更
1 御射山清掃センター 伊南ごみ焼却場	面積 0.8ha 処理能力 50t/8h	S. 48. 7. 3	市告示第 62 号			
1 駒ヶ根市地方卸売市場	面積 0.3ha	S. 52. 2. 26	市告示第 5 号			
1 伊南行政組合 衛生センター	面積 1.2ha 処理能力 100kl/日	S. 55. 9. 20	市告示第 62 号			
1 伊南行政組合 伊南聖苑	面積 1.3ha	H. 10. 1. 19	市告示第 55 号			
	面積 1.22ha	H. 17. 12. 16	市告示第 86 号			

# 駒ヶ根都市計画図

令和三年三月



等級	種別	番号	道路名称
3	5	1	名古屋環状線
3	3	2	伊南バイパス線
3	3	23	伊駒アルプスロード線
3	5	3	光前寺古田切線
3	5	4	駅前線
3	5	5	駅北線
3	5	6	辰見町栗沢赤線
3	6	7	桜木町線
3	5	8	上穂町線
3	6	9	市場線
3	5	10	駒南線
3	6	11	吉瀬線
3	5	12	中割線
3	5	13	上穂北割線
3	4	20	市場宮の北線
3	5	21	飯坂田沢線
3	5	22	経塚飯坂線

種別	番号	公園名
街区公園	2-2-1	三和森公園
	2-2-2	飯坂公園
	2-2-3	向ヶ丘公園
	2-2-4	下平公園
	2-2-5	栄町公園
	2-2-6	アルプス公園
	2-2-7	ふじやま公園
	2-2-8	飯坂東公園
近隣公園	3-3-1	北の原公園
	3-3-2	馬見塚公園
	3-3-3	すずらん公園
	3-3-4	馬住ヶ原公園
地区公園	4-4-1	南割公園
	5-5-1	駒ヶ根公園
緑地	1	丸塚緑地
	2	十二天の森

凡例	
	都市計画区域界
	都市計画道路
	公園・緑地
	その他の都市施設
	土地地区画整理事業
	防火・準防火地域
	建築基準法第22条指定区域
	高度利用地区
	特定用途制限地域
用途地域区分	
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	用途地域の指定のない区域
	用途地域の指定のない区域
	外壁の後退距離の限度



駒ヶ根市